

教育委員会議事録

令和5年2月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録
(令和5年2月定例会)

- 1 日 付 令和5年2月10日(金)
- 2 場 所 えびなこどもセンター201会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 平井 照江
教育委員 酒井 道子 教育委員 濱田 望
教育委員 武井 哲也
- 4 出席職員 理事(教育担当) 小宮 洋子 教育部長 中込 明宏
教育部次長 江下 裕隆 教育部専任参事 萩原 明美
教育部参事兼教育総務課長 西海 幸弘 教育総務課文化財担当課長 押方 みはる
教育部参事兼就学支援課長兼指導主事 山田 圭 就学支援課学校給食担当課長 山崎 淳
教育支援課指導係長 土屋 葉子 教育支援課教育支援担当課長兼指導主事 浅井 大輔
教育部参事兼学び支援課長 山田 敦司 学び支援課主幹兼学び支援係長 中島 裕子
- 5 書 記 教育総務課総務係長 小林 亮介 教育総務課主事 湊 大輝
- 6 開会時刻 午後2時00分
- 7 付議事件
- 日程第1 議案第3号 海老名市立郷土資料館条例施行規則及び海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則の一部改正について
- 日程第2 議案第4号 海老名市公立学校職員の勤務時間の割振りに関する規程の一部改正について
- 日程第3 議案第5号 物品の取得に関する意見の申出について
- 日程第4 議案第6号 令和4年度海老名市一般会計補正予算(第14号)のうち教育に関する部分に係る意見の申出について
- 日程第5 議案第7号 海老名市学童保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に関する意見の申出について
- 日程第6 議案第8号 令和5年度海老名市一般会計予算のうち教育に関する部分に係る意見の申出について
- 日程第7 議案第9号 海老名市教育委員会委員の辞職について
- 8 閉会時刻 午後4時57分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会2月定例会を開会いたします。

本日は、傍聴者があります。傍聴者につきましては、教育委員会会議規則第19条に規定されておりますので、傍聴を許可したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、傍聴を許可します。傍聴人を入室させてください。

今会の署名委員は、平井委員、武井委員にそれぞれよろしくお願いいたします。

○伊藤教育長 次に、本日追加させていただきたい議案がございます。議案の追加につきましては、海老名市教育委員会会議規則第9条に規定がございます。「教育長が必要があると認めるとき、又は委員から動議が提出されたときは、会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。」ということでございますので、本規定に基づきまして、日程第7、議案第9号、海老名市教育委員会委員の辞職についてを追加することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第9号を議案として追加いたします。

○伊藤教育長 それでは、**教育長報告**に入ります。

初めに、主な事業報告でございます。

1月19日(木)は、前回、教育委員会1月定例会がございました。その日、市議会1月臨時会が行われました。1月教頭会議がありました。教育委員会賀詞交歓会を行ったところでございます。

20日(金)は、ひびきあう教育実践研究発表会(柏ヶ谷中学校)を行ったところでございます。委員の方にも来ていただきました。

21日(土)は、門沢橋小学校開校50周年式典に出席しました。

23日(月)は、初任者授業参観(社家小学校)、いじめ問題対策連絡協議会、海老名青年会議所の新年あいさつがありました。

24日(火)は、社会教育委員会議、最高経営会議、新型コロナウイルス感染症対策本

部会議、DX推進戦略本部会議が行われたところでございます。

25日(水)は、ひびきあう教育実践研究発表会(杉本小学校)が行われました。ひびきあう教育実践研究校の指定があると発表会をやるのですが、杉本小学校は毎年発表会をやっていた時代があって、行ったら看板が出ているのですよ。様々な研究発表の情勢が整って、久しぶりにこの雰囲気だなと思ってとてもうれしく感じたというか、先生たちも自分たちの研究を皆さんに公表することはありがたいことだなと思ったところでございます。

26日(木)は、初任者授業参観(有馬中学校)に伺いました。教育課題研究会で皆さんに来ていただきました。びなマルシェ・びなルーム展ということで、支援教室の子どもたちがお菓子を作ったり、展示があったところでございます。この日から部活動方針改正説明会(今泉中学校)が始まりました。私としては、部活動方針の説明とともに、部活動をやっていただく顧問や教員の方々と、どんな意見を部活動に対して持っているのかなということで、地域移行も今後進められることから、いろいろな意見を現場で聞きたいなということで伺っているところでございます。

27日(金)は、トラック協会海老名地区寄附受納がありました。支援級の子どもたちが使うクレパスを買って、配付できるような形を取ったところでございます。市長定例記者会見、よりよい授業づくり特別版(今泉小学校)、県央教育事務所管内教育長会議があったところでございます。

28日(土)は、市中総文展示部門見学(市民ギャラリー)に行きました。市民ギャラリーの奥まったところに、市内6校の中学生が美術の授業でやった作品や、美術部の作品などがあったのです。結構人が見に来られるのだなと思って、あつという間とまでは言わないですが、見るのに1時間ぐらいかかりました。

29日(日)は、皆さんにもご出席いただいた新春はやし叩き初め大会、海老名市駅伝競走大会・えびなっ子駅伝大会があったところでございます。

裏面に参りまして、30日(月)は、今泉小学校6年生朝会で、上郷の郷ノ泉橋は小学校の子どもたちに募集して、ある男の子が命名したのです。そのミニチュアを作ったということで、それもまた、ずっとしっているのですよ。それを、命名した男の子に贈呈するセレモニーがありました。本当に良い機会を与えていただいたなと感じたところでございます。

○濱田委員 すばらしいですね。タウンニュースに載っていましたね。

○伊藤教育長 市長もいらっしゃって、市長からもいろいろ話があったところでございま

す。

同じ日に、ひびきあう教育実践研究発表会（大谷小学校）が行われました。

31日（火）は、えびなの教育編集会議、県いじめ問題対策連絡協議会に行きました。

2月に入って、1日（水）は、朝のあいさつ運動（今泉中学校）、学校予算編成調整会議ということで、校長会議の前に令和5年度予算について校長先生方に説明をして、学校の予算要望を受けていますので、それについての返答という形でございます。2月校長会議があつて、令和5年度新採用教職員予定者面接が始まったのです。来年度4月から教員になる方々の面接なのですよ。山田就学支援課長、全員で何人でしたか。

○就学支援課長 小学校24名、中学校3名の27名です。

○伊藤教育長 27名の方で面接を行ったところでございます。

2日（木）も、朝のあいさつ運動（杉久保小学校）に行きました。学校応援団説明会がありました。この日も令和5年度新採用教職員予定者面接を行いました。

3日（金）は、教育課題研究会で皆様にお越しいただきました。

4日（土）は、コミュニティスクール連絡会ということで、今泉小学校で各学校のコミュニティスクール、学校運営協議会の委員さん方の代表者が集まって情報交換をしたところでございます。私より先輩の校長経験者とか、いろいろな先生方が集まって、とてもすばらしい情報交換会でした。

5日（日）は、福祉のまちづくり表彰式典（ポスター・作文）で子どもたちを表彰させていただきました。

6日（月）は、先ほどの令和5年度新採用教職員予定者面接の3日目でした。

7日（火）は、ウインターレビュー部内ヒアリングということで、新年度予算の計画を年度内につくってほしいという市の意向があつて、ウインターレビューという形で、この後受ける市長部局ヒアリングの部内ヒアリングを行ったところでございます。

8日（水）は、海老名警察署管内学校警察連絡協議会がありました。3年ぶりの連絡協議会で、うちのスクールロイヤーが講師となって講演したところでございます。部活動方針改正説明会（柏ヶ谷中学校）に行きました。

9日は（木）は、県の人材確保・育成推進協議会、県市町村教育委員会教育長会議があり、2月教頭会議には出ませんでした。

10日（金）は、今日ですが、不登校支援団体連絡会はこのような状況なので中止になりました。そして、現在、教育委員会2月定例会を行っているところでございます。

それでは、主な事業報告について、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○武井委員 1月21日の門沢橋小学校50周年式典なのですが、そのとき、コメントをお願いされていたような経緯があったのですが、どのようなコメントを出したのか、お聞きしたいなと思います。

○伊藤教育長 コメントにどう書いたかは覚えていないのですが、私が挨拶で言ったのは、門沢橋は、海老名で言うと新しいものが入ってくるのが早い土地柄で、そういう意味でにぎわいがあつた場所なので、子どもたちには、新しいことを迎え入れて、チャレンジする土地柄にあなた方は生きているから、そういう様々なチャレンジをしてくださいということです。私自身は、門沢橋は、海老名の中でも独特の文化を持った地域なのかなと感じているので、そのことを挨拶に織り交ぜて話したところでございます。

○酒井委員 部活動方針改正説明会でいろいろ先生方のご意見等を聞かれたということですが、どういったお話がありましたか。

○伊藤教育長 海老名市の部活動の方針は、お医者さんも交えて話し合っ、皆さんで決めたのですよ。そのとき、例えば土日ですと、海老名市は1日ともう1日は半日程度ということで決めたのですよ。海老名のほうが最初だったので、その後に出た国、県の方針では土日のどちらかは休むという方針だったのです。国、県はそれでやりましたが、実際土日にどちらかを休みにすることを実際に近隣の市町村が守っているかという、難しい状況があります。海老名市はそういうことをみんなで決めたから、1日はやるのですが、もう1日は半日で、校長先生も学校も確実にそれをチェックして、ずっと続けてきたのですよ。海老名市もこういう状況の中でどちらか休むという方針に変更するというのが一番大きいので、そういうことを説明に行きました。

その方針の中でアンケートを取ると、実は70%から80%の教員がそのほうが良いと賛成なのです。私どもの年代の中学校の先生は、中学校の教員になったら、何らかの部活動顧問を担当するという思いでいるのですが、今の方々はそうではないです。部活動自体はボランティアで、職務の中には実際は入っていません。文部科学省は学習指導要領で部活動の重要性には触れるのですが、実際のところ、職務ではないのです。そういう中でその辺のそごが出てきたような状況があるなということで、様々な意見を聞いている。今まで懸命にというか、子どもたちのために尽くしてきた方々については、子どもたちがやりたいと言うなら、続けさせたほうがいいのではないかとかという意見もありましたが、逆に土日どちらかは休んだほうがいいのではないかとかという意見に賛成する方が多いというこ

となので、ここで変更して、結果として、アンケートで出た多くの教職員の意見や意思が反映されたものに変えたいということです。

ただ、この後、地域移行に入るのにどうなのかということで、今日も午前中、教育部理事や教育部長たちと話したのですが、このままでいくと、来年はひょっとすると、顧問がいない部活動が幾つか出てきてしまうような状況です。学校の中でも、私がまだ有馬中学校の校長だったときには、行くと、先生たちみんなが集まって、誰がどこを担当するか、みんなで話し合うのですよ。私は硬式テニス部と弦楽部の顧問でしたが、私は何もしていないのですよ。でも、弦楽部の顧問としてビナレッジに場所を取りに来たりしていました。しかし、今の人たちは、そういうことで少し難しいです。それは正しい権利なのですが、要するに断られる方が多くて、そういう中では今少し厳しい状況があって、どのように対応するか。

教育部理事や教育部長たちと話したのは、例えば2年生まで一生懸命練習していたのに、3年生の4月に行ったらなくなりましたなんていうことはあり得ないではないですか。子どもに迷惑をかけられないから、そこは何とか指導員をつけてでも部活を存続するような形で進めなければいけないなと思いますが、今少し課題になっております。そういうことについてもいろいろ認識とか意識についてご意見を伺ったりしているところでございます。

ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは次に、教育大綱策定にあたってということで書いてありますが、要するに、教育委員の皆さんとこれまでいろいろ教育大綱について話し合ってきたことで、私が楽しかったこととか、よかったこととかがずっと書いてあるのですよ。作業の手順で1つのものをみんなで話し合っってつくり上げるというのは、やはり必要なことなのだろうなと思います。自分自身の根底は教員だったものですから、子どもたちと学級会で話し合っって物事を決めていくという民主的な手順がとても好きで、大事にしたいなということです。「案を創り上げることは、とても楽しい時間であり、有意義な時間でした。教育委員のみなさんにとっては、どうだったでしょうか」と真ん中で問うているところでございます。先ほど言ったように物事を定めるプロセス、みんなでつくり上げるという方法が一番だと思います。

令和4年度の区切りになるのですが、私は他の自治体の状況は分かりませんが、海老名市教育委員会の教育委員さん一人一人は本当によく話してくれるし、よく話し合ってく

れるので、そういう集団であることが自分にとっては自慢でございますと書いてあります。私としては、教育長として、海老名市教育委員会がそういう組織であることをありがたく思っていますということが書いてあります。

この後、様々このような形で進めるのですが、教育大綱をつくったということもそうなのですが、「みんなで話し合っ創り上げたという過程にも、大きな価値があると思うのです」と書いて、これからもよろしくお願ひしますと締めてあるところでございます。

それでは、教育長報告はこの程度とさせていただきます。

○伊藤教育長 それでは審議事項に入ります。

日程第1、議案第3号、海老市郷土資料館条例施行規則及び海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 資料1ページをご覧ください。議案第3号、海老名市立郷土資料館条例施行規則及び海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則の一部改正についてでございます。こちらにつきましては、博物館法の改正に伴いまして、海老名市立郷土資料館条例施行規則及び海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則の一部改正を行いたいため、議決を求めらるものでございます。

資料2ページをご覧ください。1番の概要でございます。博物館法の改正に伴いまして、博物館に相当する施設の規定について改められたことから、標記規則の一部改正を行うものでございます。また、文言の修正につきましても併せて行うものでございます。

2番の改正内容でございます。海老名市立郷土資料館条例施行規則第9条及び海老名市立歴史資料収蔵館設置条例施行規則第8条におきまして「資料の館外貸出し」が規定されてございます。そちらを以下のように改正するという事で、大きく2項目記載してございます。まず、1点目が博物館法の改正に伴う改正といたしまして、博物館法を引用している条文における条ずれを修正いたします。2点目は、文言の修正といたしまして、貸出しを受けることができる「者」、次に掲げる「者」、適当と認める「者」と書かれておりますが、こちらを「もの」に変更いたします。また、第2号から第5号までの規定にございます何々「の長」という表記を削除いたします。詳細につきましては資料4ページ及び5ページに新旧対照表を添付してございますので、後ほどご高覧いただきたく存じます。

3番の施行期日でございます。こちらは博物館法の改正に合わせまして、令和5年4月

1日から施行いたします。

4の今後のスケジュールでございます。令和5年2月10日、本日も決定をいただきましたら速やかに公布いたします。その後、3月16日には政策会議、同月24日の最高経営会議でご報告いたしまして、4月1日付で施行いたします。

資料3ページには改正文を添付してございますので、こちらにつきましても後ほどご覧いただきたく存じます。

説明は以上となります。

○伊藤教育長 それでは、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○酒井委員 施設の長というところを削ると、施設の長以外の方も借りられる権限とかが出てくるのだなというのはよく分かるのですが、「者」と「もの」とを書き換えることによって、条文を読むときに何か対象が変わることがあるのですか。

○文化財担当課長 「者」と「もの」は法令的に使い分けがございます、「者」は法律上の人格を有する自然人または法人を指します。「もの」はもう少し抽象的なものを指す場合もありまして、法人である場合とか個人である場合も含めて「もの」を使用いたしますので、施設の長を取ったことによって施設に対しても「もの」を使うようになるので、併せて漢字から平仮名に変えるものでございます。

○酒井委員 そうすると「もの」にすると、法人にはなっていない任意団体の方たちが対象になると理解すればよろしいですか。

○文化財担当課長 特に法人格があるとかないとかではなくて、組織についても「もの」を使うような形になりますので、人や特定の者ではなく指すことができるようになります。

○酒井委員 分かりました。

○伊藤教育長 だから「もの」のほうが包含としては範疇が広いということですよ。

○濱田委員 「者」より「もの」のほうが広い。

○伊藤教育長 「者」だとその人を特定することを示す言葉になるということですね。

○平井委員 博物館法の改正ということなのですが、海老名の場合は海老名市立郷土資料館となっていますね。その関係づけはどのようになっているのですか。

○文化財担当課長 博物館法の改正についてなのですが、海老名市立郷土資料館と歴史資料収蔵館については、博物館法に基づく施設には今なっておりません。類似する施設というような含みを持って運営しているのですが、現段階では博物館法に基づく博物館ですとか、博物館に相当する施設にはなっていないのです。類似するような施設ということでご

ざいます。公共の施設でも、博物館であったり、博物館相当施設であったりとか、そういうものからは少し違う形で運営しているところは多くございます。

○伊藤教育長 例えば博物館でデジタルの何かを整理するとかする等、博物館法でもその辺の変更はあったのですよね。

○文化財担当課長 博物館法の改正については今回大改正になっておりまして、博物館法の趣旨や、対象などを変えています。今まで博物館は公立だけだったのですが、私立の会社などがつくった企業博物館のようなものも、基準を設けて博物館になることができるようになりました。博物館相当施設というのも博物館法に規定される施設でございまして、博物館まではいかないのですが、それに類する基準に合致するようなものが登録対象です。相当施設についても、県教育委員会で登録されるのですが、やはり博物館法に基づく施設になります。海老名の資料館については今そのどちらにもなっていないということです。

○伊藤教育長 相当施設にもなっていないということですね。

○濱田委員 話は変わってしまうかもしれませんが、例えばロマンスカーミュージアムとか、あるいは大宮にあるような鉄道博物館は、民間だから博物館法の法改正になって指定することができる、登録することができる施設に入ってくるわけですね。

○文化財担当課長 登録基準がございまして、かなり細かく規定されています。開館日数がどうであるとか、建物、土地とか、資格を持っている者がいるとか、そういったことがありまして、審査した上で登録されるようになると聞いております。公益財団法人については、鉄道博物館がどういう運営母体になっているか、私も分からないのですが、もしかしたら今でもなれているかもしれません。

○濱田委員 個人の博物館とか、結構ありますものね。

もう1点、条例改正になって、初めて、ああ、そうなのだと思ったのですが、現実に館外に貸し出したという実績はあるのですか。

○文化財担当課長 館外への貸出しにつきましてはしばしば行っておりまして、歴史資料収蔵館の資料なども、県立の歴史博物館とか、例えば図書館で見せるために貸出しとか、そういったことはございます。

○伊藤教育長 例えば温故館などは、博物館法に定める博物館、相当する施設にするためには、現状では幾つかのハードルがあるということですか。

○文化財担当課長 博物館法に基づく博物館相当施設というのがあるのですが、これは県の規則に定める内容をクリアしていくような形に恐らくなるのだろうと思うのですが、県

の博物館に関する例規についても、博物館法の改正に基づいてパブリックコメントをやっているところです。博物館に相当する施設の指定につきまして、博物館法施行令に定められていて、例えば当該施設の有する資料の目録があるとか、土地の面積を記した書面や図面などを出していくとか、学芸員に相当する職員がいるとか、そういったことが審査の対象になってまいります。

○伊藤教育長 担当としては、海老名の歴史資料収蔵館も含めて、相当する施設に登録するという方向性はどのように考えていますか。

○文化財担当課長 博物館相当施設になったときに、どういったメリットがあるかが1つの考えどころです。補助金が出るとか、そういったところは1つの大きな要素になるかなと思います。新しくいろいろ変わっていく中で補助の制度もまた変わっていくと思いますので、そういったところを見ながら、海老名としてどういった方策がいいのかというのは、またご検討いただければなと思います。

○伊藤教育長 決定するのは海老名市教育委員会の皆さんの仕事になると思いますが、方策としては、担当が言うように、メリット、デメリットはあるのかもしれませんが。

○濱田委員 国指定史跡の至近にある温故館なんていうのは、幅広に見て、海老名全体を考えるようにという感じがします。

○伊藤教育長 またそれは必要であれば検討してまいりたいと思います。
よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ご質問等もないようですので、議案第3号を採決いたします。
この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第3号を原案のとおりいたします。

○伊藤教育長 次に、日程第2、議案第4号、海老名市公立学校職員の勤務時間の割振りに関する規程の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料6ページをご覧ください。議案第4号、海老名市公立学校職員の勤務時間の割振りに関する規程の一部改正についてでございます。こちらにつきまし

ては、地方公務員法の改正に伴いまして、海老名市公立学校職員の勤務時間の割振りに関する規程の一部改正を行いたいため、議決を求めるものでございます。

資料7ページをお開きください。1、概要でございます。地方公務員法の一部改正によりまして、地方公務員における定年が60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることとなりました。これに伴いまして、標記規程を以下のとおり修正いたします。1つ目が、同法を引用している条文における条ずれのを修正するものでございます。2点目が、地方公務員法の一部を改正する法律附則第6条第1項または第2項の規定により短時間勤務の職に採用された者（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）に係る勤務時間の割振りについて、改正地方公務員法第22条の4第1項に規定する非常勤職員とみなしまして、本規程第3条の規定を適用する旨を規定するものでございます。

2、改正内容でございます。まず、本則としましては、第3条で引用してございます地方公務員法の条項を修正いたします。附則といたしましては、経過措置として、暫定再任用短時間勤務職員について、改正地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める非常勤職員とみなして、本規程第3条の規定を適用する旨を附則において規定いたします。

なお、詳細につきましては資料9ページに新旧対照表を添付してございますので、こちらにつきましては後ほど高覧いただきたく存じます。

3、施行期日でございます。令和5年4月1日から施行したいものでございます。

今後のスケジュールでございます。令和5年2月10日、本日の定例教育委員会でご決定いただけましたら、直ちに令達をいたします。その後、3月16日の政策会議、24日の最高経営会議で報告いたしまして、4月1日から施行いたします。

資料8ページには、一部改正に当たり作成した改正文を添付してございますが、こちらも後ほど高覧いただきたく存じます。

説明は以上でございます。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明について、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

○濱田委員 難しいですね。

○伊藤教育長 定年延長は定年延長で、公務員は公務員法で規程が、年に1歳ずつという仕組みで延びていくので、今の職員の方々も、両山田課長も65歳まで働けるようになるということで、ありがたい話ですよ。

これは公立学校の教職員の対応ですが、市の職員も同様な扱いなのですか。

○**教育部長** そうです。市の職員も同じような形になってまいります。

○**濱田委員** 中段の説明の【附則】に出てくる「短時間勤務の職を占める非常勤職員とみなして」の「占める」というのはどういう意味なのですか。

○**就学支援課長** 第3条「非常勤職員の勤務時間は、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める非常勤職員については」ということで、これに該当するものかと考えています。

○**酒井委員** 職に就いているとか、職に当たっているとか、そういう意味ですか。

○**伊藤教育長** 短時間勤務という規程の中での働き方の人については非常勤職員として認めると。

○**就学支援課長** これまでの短時間勤務の者と同じような取扱いをしますよということだと考えていただければと思います。

○**濱田委員** これが施行されることによって、教職員の先生方の勤務総数が広がっていくのではないかと勝手に思ってしまうのですが、そうはいかないのかな。やはり定数として抑えられた人数をこれからも確実に新規補充していかないと、構造上の理想的な形ができなくなるから、どうしても今までどおりの採用ペースが必要になってくるのでしょうかということですか。

○**就学支援課長** これまでも60歳定年以降は再任用制度があって、今後始まるのは、定年延長に伴って暫定再任用制度、同じようなものと考えていただいているのですが、働き方を広げるために定年前短時間勤務というのも選択肢として出てくるのです。今年度から59歳になられた方で60歳以降の働き方のアンケートを取っているのですが、8割方、9割方はフルタイムでの勤務を希望されています。この後、役職定年、校長先生、教頭先生をやられた方は総括教諭という働き方になってくるので、その方たちが残っていて、今度65歳で定年というか、暫定再任用を終わられた方が退職されていきますので、これまでのように大幅に新採用を採るといのはちょっと考えていかないと、30年、40年かかったときに、子どもの数が減った場合、定数があふれてしまいますので、そこは見込んでいかなければいけないとは思っています。

○**酒井委員** 校長先生とか教頭先生をやっていた方が定年後は総括教諭の職域になられるということだと、今度は若手で総括教諭になられる方の入る枠などは大丈夫ですか。

○就学支援課長 県の制度設計が秋にかけて少しずつ進んだところなのですが、今のところ、退職を迎えられた総括教諭の方については、これまでの枠外という形で考えているという方向性だけは聞いております。

○酒井委員 分かりました。

○伊藤教育長 60歳過ぎたら再任用という形で市でも行っているのですが、定年退職が61歳になったら、62歳からの人は再任用となるのですが、定年が延びている間はずっと暫定の方々は更新していくということです。

あとは、再任用の働き方は、短時間で勤務することを認められているのです。65歳まで元気で働けるなら働くような形で進めて、年金等の支給も大分遅れることによって、国はそれなりの財政負担を免れることができたりもします。それ以上に元気でやりがいがあるということで、ずっと働ける場を確保することは大事だなと思います。

ただ、制度上の移行期は、難しいというか、ちょっと煩雑になるというか、すっきりしていかない。だから、完全に65歳まで定年延長になったら、その後はすっきりするのだろうとは思いますが。

○濱田委員 過渡期はどうしても難しいですね。

○伊藤教育 60歳になったら役職返上ということで、校長等も役職を返上するのですが、特に校長の場合は、教育委員会が認めた場合は61歳になっても校長をやれるとか、62歳になっても校長をやれるという制度が別にあるので、60歳を過ぎたら、校長先生は全員総括教諭になるわけではなくて、校長の職として継続することはまた別の制度で認められています。

ただ、それは全員がそうなるということではないのです。そうでないと、今、実を言うと、50代までいくとまだいるのですが、40代ぐらいは本当に教職員がいないのです。先ほどの総括教諭も実は人がいないという状況があるので、そういうものをうまく制度として補い合って進められればなと思うのです。

ただ、全体として、教職員が不足しているのは確かなのです。

○酒井委員 40代が足りないというのは、自分が大学生の頃に、周りの友達はみんな教職を取ってもなれないからといって、ならなかった年代なのです。そこは少し反省したりしていただいて、長く、ずっと採っていくという姿勢をやっていかないと、こうやって40代が足りないというふうになってしまうので、途中で辞められる方もいらっしゃるかなとは思いますが、今回65歳定年というふうに決まったのだから、長い目で見て、そうい

う採用計画とかをしていただければなと思います。

○伊藤教育長 先ほど濱田委員からもあったのですが、採用は県ですが、神奈川県教育委員会も同じことは繰り返したくないので、継続的にうまく採用するような形になるために、定年という枠でどのような採用計画が必要かということは、私も県の会議に出ていますが、そこはかなり注視しているというか、考えて、配慮していると思います。

○酒井委員 60歳以降の校長先生、教頭先生をやっていたらしゃった経験豊富な方が総括教諭のお仕事を一緒に現場でやっていただけるようになると、現場でやっていたらしゃる40代、50代の総括教諭の先生方も負担が軽減されたり、保護者もそういう先生に相談などもしやすくなるだろうし、うまくその活力を生かしていただいて、学校運営をしていただければなと思います。

○伊藤教育長 うまく活用することがとても大事ななと思います。

○伊藤教育長 ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ご質問等もないようですので、議案第4号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第4号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長 続きまして、日程第3、議案第5号から日程第6、議案第8号までの4件はいずれも令和5年第1回海老名市議会定例会へ上程する予定の案件でございます。また、本日追加しました日程第7、議案第9号は人事に関する案件でございますので、海老名市教育委員会会議規則第18条第1項第1号及び第4号にそれぞれ該当することから、会議を非公開としたいと思います。

それでは、会議の非公開について採決を行います。日程第3から日程第7までについて会議を非公開とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、会議を非公開といたします。傍聴人の方は退室をお願いいたします。

(非公開事件開始)

(非公開事件終了)

○伊藤教育長 それでは、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会 2 月定例会を閉会いたします。